

消費税
転嫁対策

日本放送作家協会 会員 の皆様へ

平成31年10月より
消費税率は10%に

消費税を取引先の会社から
きちんともらえていますか？

損を
しないで

経済産業省 中小企業庁 消費税転嫁対策室

電話番号 **03-3501-1502,1503** FAX番号 **03-3501-1505**

所在地 東京都千代田区霞が関1-3-1 担当者: 岡田 健

<http://www.chusho.meti.go.jp/>

(内線番号 64836)



こんなことが一つでもあったら
消費税 をきちんともらえていないかも かもしれません！

まず 中小企業庁の消費税転嫁対策室へ電話かFAXをして相談してみてください！

チェック

取引先企業から、消費税分を支払ってもらえない。

支払の際に、消費税分を差し引かれて支払われた。

税込みの取引で、消費税が8%になっても総額は変わらなかった。

消費税は8%払ってくれたが、値下げ要請をされた。

取引先の商品を買わないと、消費税を上乗せしないとされた。

「免税事業者である」という理由で消費税を支払ってもらえない。

氏名:

電話番号: